

新連載：博物館と社会を考える

第 2 回

博物館はいくつありますか？

林 浩二（千葉県立中央博物館）

前は、資料を持たない科学館が博物館かどうかを調べて、資料・標本などの「コレクション」があること（だけ）が重要というわけではなく、heritage（遺産）を扱うことこそが本質であるように認識されるようになりつつあること、美術館も歴史博物館も自然史博物館も、動物園や植物園も、資料を持たない科学館も博物館とされていることを確認しました。

美術館とギャラリー

実は、美術品を扱う施設の中にも永続的なコレクションを持たないものがあります。永続的なコレクションを持つ施設を美術館と呼び、他の美術館や個人所有者から一時的に借用して展示を行う施設をギャラリーと呼ぶ言い方も確かにあります。なお、販売を主目的として、展示スペースも備えた商業施設もギャラリーと呼ばれますがここでは扱いません。

国立新美術館（<http://www.nact.jp/>）（東京都港区）は永続的なコレクションを持たず、企画展や公募展会場として機能しており、英文名称は “The National Art Center, Tokyo” です。国立新美術館と同じく、独立行政法人国立美術館の構成館でもある東京国立近代美術館（<http://www.momat.go.jp>）（東京都千代田区）や国立西洋美術館（<http://www.nmwa.go.jp/>）（東京都台東区）はコレクションを持ち、英文名称が museum です。同一組織内でも、いくらか違って意識されているようです。

一方、ギャラリーという名称であっても、膨大なコレクションを誇るロンドンのナショナル・ギャラリー（<http://www.nationalgallery.org.uk/>）やワシントン DC のナショナル・ギャラリー（<http://www.nga.gov/>）もあり、ミュージアム／ギャラリーの範囲は様々だと言えます。

一時的にせよ美術品あるいは文化財等を収蔵・展示する施設には永続的なコレクションを持つ施設と似た、ないし同程度の機能が求められることを考えれば、コレクションの有無だけで機械的に区別することに意味がないことは容易に理解できるでしょう。日本における文化財の「公開承認施設」については後述します。

社会教育調査

では、国内には、博物館が、いったいどれだけあるのでしょうか？ 誰かがそのような調査をしているのでしょうか？

日本では、文部科学省が3年おきに全国の社会教育施設を調べて結果を公開しています。これが社会教育調査 (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/) です。

この調査は統計法（旧法は1947年、現行法は2007年）第9条がいう国の基幹統計の一つとして1955年から「都道府県・市町村教育委員会，都道府県・市町村首長部局，公民館，図書館，博物館，博物館類似施設，青少年教育施設，女性教育施設，社会体育施設，民間体育施設，文化会館，生涯学習センター」の全数を対象に行われています（文部科学省 社会教育調査のページ http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/gaiyou/chousa/1268405.htm による）。

このうち、博物館については、名称・所在地、種別（後述）、設置者と管理者、職員、施設・設備、事業、利用状況、ボランティア活動、博物館協議会等の9項目が調査されます。

直近の調査は、平成23年度調査と呼ばれ、2011年10月1日現在を調査したものです。その概要 (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/04/16/1334547_02.pdf) を見ると、「博物館」の数として1,262館、「博物館類似施設」の数として4,485館と出ています。博物館的施設は全部5,747館あることになります。これで今回の問いには一定の答えがでたことになりますが、もう少し見て行きましょう。

社会教育調査の詳細データは政府統計の総合窓口 <http://www.e-stat.go.jp/> に出ています。統計表は前述のように「博物館」 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001047460> と「博物館類似施設」 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001047461> に分けられています。この「博物館」のうち表90「設置者別登録博物館及び博物館相当施設別博物館数」を見ると、同調査では博物館が「登録博物館」と「博物館相当施設」に分けられていることがわかります。全国集計を見ると、先に出てきた「博物館」1,262館の内訳が、登録博物館が913館、博物館相当施設が349館であることが判明しました。

登録博物館と博物館相当施設

用語がいろいろ出てくると、どうしても法律に戻る必要が出てきます。博物館法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO285.html>（1951年）は文字通り博物館について定めた法律で、博物館について、また博物館の専門職員「学芸員」等について規定しています。博物館法は、自治体や法人が設置する博物館を一定の水準とするべく「登録」する意図で作られているように理解できます。

第2条の博物館の定義の中で、博物館の機能だけでなく、設置できる者を地方自治体と一般財団法人・一般社団法人・宗教法人等に限定しています。国立の博物館は現在すべて、博物館・美術館等それぞれ

の独立行政法人が運営していますので、この法律の博物館には該当しないことになります。また個人所有あるいは学校法人、株式会社等が設置する博物館も該当しません。

登録の要件は他に、資料があり、館長と専門職員である学芸員を有し、土地・建物があり、年間 150 日以上開館すること（第 12 条）であり、公立博物館であれば、ほぼ該当しそうに思えます。ところが、公立の登録博物館の所管は自治体の教育委員会に限られます（第 19 条）。実際問題として、公立館にとって登録することのメリットが少ないため、公立館であっても登録博物館でないことは普通にあるようです。

一方「博物館相当施設」は、博物館法の最後、第 29 条、文部科学省令で定めるところによって「博物館に相当する施設として指定」されたものを言います。国または独立行政法人の機関については文部科学大臣が、それ以外の施設については都道府県委員会が指定します。社会教育調査では、登録博物館と博物館相当施設を併せて「博物館」として分析しています。博物館相当施設については、戸田（2003）が詳しく紹介していますので参照してください。



国立科学博物館（東京都台東区、2004 年 11 月）。国立博物館の中で唯一、単独館で法人（独立行政法人国立科学博物館）を構成する。博物館相当施設。

補助執行

滋賀県立琵琶湖博物館は滋賀県教育委員会が 1996 年に設置・開館しましたが、翌 1997 年に、首長部局の環境部が再編される際にできた琵琶湖環境部に事実上移管されました。同館は 1999 年に登録博物館となっていますが、ここで用いられた「テクニク」は、教育委員会等の自治体の委員会の業務を首長部局が行える（逆も可）という地方自治法第 180 条の 2 の規定で、補助執行と呼ばれます。教育委員会と完全には離れていないので、教育委員会に所属という、博物館法でいう登録の要件を満たしていることになるのです。



滋賀県立琵琶湖博物館 企画展「外来生物」展の入口（滋賀県草津市、2003年9月）。根拠法令は教育委員会条例だが、補助執行によって、琵琶湖環境部によって運営されている。登録博物館。

博物館類似施設

では「博物館類似施設」は博物館法にどう出ているのでしょうか？ パソコンで条文を検索すればすぐにわかりますが、存在しておらず、一切の言及がないことがわかります。しかし、社会教育調査には出ているのですから、手がかりはあるはずです。調査系統の図

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/11/12/1268414_1.pdf を見ると、国または国立の機関には文部科学大臣から、都道府県立の機関と都道府県が登録・指定した機関には都道府県教育委員会から、市町村立の機関と私立の「博物館類似施設」には市町村教育委員会から依頼が届くことになっています。文部科学大臣、都道府県教育委員会、市町村教育委員会が、それぞれ調査対象とした、ことをもって博物館類似施設とカウントされるように見受けられます。建築延面積要件が、博物館相当施設と同等の 132 平方メートル以上、らしいのですが確認できませんでした。

前述のように、直近の社会教育調査の結果によれば、「博物館類似施設」は博物館的施設の 8 割近くを占めています。それらに対して現行の博物館法は、直接には何の義務も課さず、逆に何のメリットも与えていないことになります。



江戸東京博物館(東京都墨田区、2015 年 6 月)。常設展示をリニューアルしたばかりの江戸東京博物館。東京都教育委員会ではなく、都庁生活文化局が設置するため、博物館法の登録要件に外れる。博物館相当施設の申請もなされていないためか、博物館類似施設である。文化庁による文化財の公開承認施設であるため、文化財の展示は行える。



たばこと塩の博物館(東京都墨田区、2015 年 6 月)。日本たばこ産業株式会社(JT)が設置・運営する。東京都渋谷区から現在地に移転、再開したばかり。株式会社が設置するため博物館法の登録要件に外れる。文化庁による文化財の公開承認施設であるため、文化財の展示は行える。

文化財の公開承認施設

文化財を展示するのは必ずしも博物館に限りません。寺社が所有する仏像や仏教画、神像を公開することは普通に行われます。文化財の保護と利用促進を進めるため、文化庁は 1996 年に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を制定し、都道府県教育委員会等に通知

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19960712001/t19960712001.html しました。

また、国宝・重要文化財の所有者以外の者がその文化財を公開するためには、公開に適した施設として文化庁の承認を受けておけば、公開後に報告すればよい制度になっています。これを公開承認施設 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shoninshisetsu/ と呼びます。登録博物館、博物館相当施設でなくとも、この承認を得られれば、文化財の展示公開を行いやすいことになります。

国立館は別に根拠法令

前述のとおり、国立の博物館に対して、博物館法は何も規定しません。代わりに独立行政法人国立文化財機構（国立博物館 4 館、文化財研究所 2 所等）、独立行政法人国立美術館（国立美術館 5 館）、独立行政法人国立科学博物館などそれぞれの組織は、独自の根拠法令をもち、博物館法の規定を待たずに活動できます。また文化財については、文化財保護法（1950 年）等の法令があり、当然ながら博物館は深く関係しています。



九州国立博物館（福岡県太宰府市、2014 年 12 月）。独立行政法人国立文化財機構の国立博物館の他の 3 館は 100 年以上の歴史を刻むが、最も新しく 2005 年に開館。空や山並みの稜線が、ガラス面に反射してつながっているように見えるユニークな建築。地域自治体・住民との連携、総合的有害生物防除（IPM）に特に力を入れるなどしている。

まとめに代えて

「博物館はいくつありますか？」という問いに、国の社会教育調査が一定の答えをだしているものの、実は博物館類似施設の根拠規定はありません。国（文部科学大臣）・都道府県（教育委員会）・市町村（教育委員会）それぞれが調査対象とするかどうか次第、ということで、曖昧な答えとならざるを得ないことがわかりました。

それにしても、現行の博物館法は、登録博物館と博物館相当施設についてだけ言及しているため、全「博物館」の 2 割ほどにしか直接の規定を持たないことになります。法制定以来、すでに 60 年が経過していますが、これを正常とは言いきれないと思います。

◆文献

戸田孝. 博物館相当施設って? <http://www.lbm.go.jp/toda/museums/equival.html>
2015.7.13 閲覧。